

■ 米国向け危険品貨物緊急時連絡先電話番号記載の新規定についてのご案内

<米国輸出担当者様 各位>

2010年9月15日

REF 10-202

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2010年10月1日以降、U.S. Department of Transportationによる『危険品緊急時連絡先電話番号』記載義務の改定が施行されますこと、ご連絡申し上げます。

この改定では緊急時連絡先情報を提供されますお客様名、もしくは緊急情報提供機関にご登録の会社名等を、船積み書類面上に記載することが義務付けられます。

詳細は下記の通りとなります。

- 緊急連絡先情報を提供される団体・企業名を、緊急時連絡先電話番号と合わせて船積み書類面上に記載が必要となります。
- CHEMTREC, CANUTEC, ChemTel等の情報機関をご利用されますお客様は、該当の情報機関名、もしくは該当の契約番号（Contract Number）等を明らかにし、その緊急時連絡先電話番号と合わせて船積み書類面上に記載が必要となります。
- 危険品の継続輸送用船積み書類を作成されますお客様は、継続輸送の際に使用されます緊急情報提供機関のご登録会社名を、船積み書類面上に記載することが必要となります。従って最初の船積に関する情報機関名、及び継続輸送に関わる情報機関名、契約番号（Contract Number）また Reference Number をそれぞれの緊急時連絡先電話番号と合わせて最初の船積み書類面上に記載が必要となります。

- この改定『緊急時連絡先電話番号』に用いられる国際電話番号は、国際アクセスコード、もしくは国際アクセスコードの代わりなる+サインを、カントリーコード、シティーコードの前に加えて記載する必要があります。

尚、改定規定の詳細は下記ホームページからご覧頂けます。

<http://edocket.access.gpo.gov/2009/pdf/E9-24799.pdf>

(49CFR, subpart G of Part172)

本件に関するお問い合わせは、各営業担当までお願い致します。

以上

Hapag-Lloyd Japan K.K.
as agent of Hapag-Lloyd AG